

各都道府県

財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る
実施計画の第三次提出等について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付通知。以下「制度要綱」という。）第5の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）に係る実施計画の作成及び第三次提出等について、下記のとおりお知らせします。なお、本事務連絡に記載のない事項につきましては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付事務連絡）、「令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和2年6月24日付事務連絡。以下「6月24日付事務連絡」という。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用の閣議決定を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和2年9月23日付事務連絡。「以下「9月23日付事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱について」（令和2年12月16日付事務連絡。以下「12月16日付事務連絡」という。）を参照してください。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願ひします。

記

1. 交付限度額について（制度要綱第4関係）

(1) 国の補助事業等の地方負担分に係る交付限度額

国の補助事業等の地方負担分（以下「補助裏分」という。）に係る交付限度額については、2月上旬に各地方公共団体に見込額を通知し、3月上旬に確定額を通知する予定です。補助裏分に係る交付限度額は、制度要綱別紙の1に基づき、以下の式により算定した額です。

なお、2月上旬及び3月上旬に通知する予定の交付限度額は、令和2年12月末までに交付決定等される国庫補助事業等の地方負担額を算定基礎とすることを予定しています。

国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）、令和元年度予備費第1弾・第2弾及び令和2年度予備費（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）により実施する別表1及び別表2の国庫補助事業等の地方負担額（地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）の合計額 × 算定率

※算定率

感染拡大防止策や医療提供体制の整備に関する別表1の事業・・・1.0
雇用維持・継続事業や、経済活動の回復、強靱な経済構造の構築
に関する別表2の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0.8

(2) 法定率事業分に係る執行上の取扱

「令和2年度補正予算（第1号、第2号）に計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち国庫補助事業等の地方負担分の執行上の取扱について」（令和3年1月7日付け事務連絡）により既にお知らせしているとおり、2月上旬に通知予定の補助裏分に係る交付限度額のうち、法定率事業の地方負担額を算定基礎として交付される臨時交付金については、地方公共団体の実情に応じて全部又は一部の本省繰越しを行う準備を進めます。（法定率事業の一覧については、別表1及び別表2を参照。なお、本事務連絡の別表1及び別表2は、9月23日付事務連絡の別表1及び別表2から、（は）の法定率の列が追加されている点以外は変更ありません。）

2月上旬に補助裏分に係る交付限度額を通知する際には、その内訳として法定率事業分に係る額を明示して通知する予定です。また、第三次提出用の実施計画の様式には、「うち法定率事業分」及び「左記のうち本省繰越し希望額」を記入する欄を追加しています。本省繰越しを希望する場合には、それぞれの欄に記入の上、提出してください。なお、本省繰越しの希望額は、法定率事業分に係る交付限度額以下の金額に限りまのでご注意ください。

なお、令和2年度補正予算（第3号）に計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る上記を含めた取扱については、補正予算が成立しましたら速やかにご連絡します。

2. 実施計画の作成と提出について（制度要綱第3関係）

(1) 実施計画の作成方法・記載事項全般について

第三次提出については、第二次提出時の実施計画を追加・変更することになりますが、第二次提出時から実施計画の様式を一部変更しました。内閣府において第二次実施計画の最終提出版の内容を新様式（別紙1。12月16日付事務連絡により送付したデータとは異なりますので注意してください。）に転記するツールを送付しますので、新様式に転記の上、必要事項の追記・修正をお願いします。

新様式では「協力要請推進枠様式」シートを追加するとともに、従来の記入様式シートに「第三次交付限度額」欄、「確認済み事業」列等を追加しています。

実施計画の作成に当たっては、別紙2の記入要領を参考にしながら必要事項を記入してください。なお、実施計画の記載内容のうち一定の項目については、今後内閣府において公表することがありますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 実施計画の作成に関する留意点について

①国庫補助事業に関する留意点

国庫補助事業の交付決定等の状況については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額算定に係る地方負担額等の調査について」（令和2年12月23日付け事務連絡。以下「地方負担額調」という。）により、各地方公共団体に対し調査を実施したところです。第三次提出で提出される実施計画のうち国庫補助事業で新たに記載するもの（「確認済み事業」列に○がないもの）については、地方負担額調の結果に基づき当室において確認を行います。つきましては、別紙3に留意した上で、実施計画への記載を行ってください。記載後は、各市町村及び取りまとめを行う都道府県において、別紙3に基づく確認作業を必ず行ってください。

②協力要請推進枠に関する留意点

協力要請推進枠交付金を充当予定である事業については「協力要請推進枠様式」シートに必要事項を記入してください。また、協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合には、実施計画に交付限度額算定基礎資料を添付してください。

(3) 基金事業に関する事前相談

6月24日付事務連絡の2(2)に掲げる「対象となる基金の要件」の②ロに該当する基金事業を記載予定の場合は、内閣府における実施計画の確認作業の円滑化のため、事前に検討状況を確認させていただきたいので、別紙4の様式に所定の事項を記入の上、**1月29日(金)までに**当室へご提出をお願いします。

(4) 実施計画の提出期限

実施計画の第三次提出期限は、**2月10日(水)12:00(厳守)**とします。当室において提出された実施計画の確認を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。

ただし、今回、交付限度額の通知から実施計画の提出期限までの期間が短いことから、実施計画の記入欄のうち事業の財源に係る部分（本省繰越希望額及び各事業の財源）については、**2月19日(金)**まで変更を可能とします。（別紙5）

受付期限：**令和3年2月10日(水)12:00【厳守】**

令和3年2月19日(金)12:00(財源に係る部分の変更のみ受付)

財源に係る部分を変更した実施計画の提出は、都道府県単位で取りまとめの上、2月10日の提出後、2月19日までの期間に1回のみ行うことが可能です。変更が可能な箇所は、本省繰越希望額の欄、各事業のQ列～W列の金額及び事業概要欄の金額積算に係る記載のみです。ただし、国庫補助事業については、2月10日提出以降の変更は原

則として認められませんのでご注意ください。

(5) 提出方法・提出先

実施計画の提出は、各都道府県を通じ、以下の提出先まで、メールにて提出してください。郵送での提出は不要です。また、鑑文も不要です。

メール送付先：e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

メールの件名及びファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+_3（半角アンダーバー3）」としてください。メールの件名について、各都道府県において管内市町村分をまとめて内閣府に提出していただく場合は「〇〇県」等としていただいても構いません。

例) メール件名：「01100_北海道札幌市_3」「02000_青森県_3」 など

ファイル名：「01100_北海道札幌市_3.xlsx」「02000_青森県_3.xlsx」 など

(6) 提出資料

提出資料は、実施計画、チェックリスト、基金調べ（該当ある場合）及び事業実施状況及び効果検証に関する資料（該当ある場合）です。各様式は、別紙1のとおりであり、一つのエクセルファイルの各シートに用意されています。

- ① 実施計画：別紙2・3の記入要領及び記入例等を参照の上、必要事項を記入してください。該当ある場合は、協力要請推進枠様式も忘れずに記入してください。
- ② チェックリスト：実施計画の内容について、本チェックリストにより確認してください。
- ③ 基金調べ：交付対象事業に基金造成事業が含まれる場合は、基金調べにも必要事項を記入して提出してください。
- ④ 交付限度額算定基礎資料：協力要請推進枠交付金が含まれる場合は、添付してください。
- ⑤ 事業実施状況及び効果検証に関する資料：事業の実施状況及び効果の検証について、既に公表を行っている地方公共団体は、当該公表資料を提出するようお願いいたします。

3. 実施計画の変更について（制度要綱第3関係）

第三次実施計画の提出期限後は、原則として実施計画の変更を行うことはできません。ただし、協力要請推進枠交付金に係る実施計画については、可能な限り柔軟に対応することとしますので、変更の必要が生じた場合には、当室に速やかにご連絡ください。

4. 第3次補正予算について

臨時交付金の第3次補正予算に係る制度の詳細につきましては、補正予算が成立した後に別途通知します。

5. 臨時交付金の活用事例について

全自治体の第二次実施計画に掲載されている事業（地方単独事業）については、地方創生臨時交付金ポータルサイト「地方創生図鑑」において、自由に検索し、他の自治体の臨時交付金の活用事例を参照することができます。実施計画の検討に際し、是非ご活用願います。

【URL】 <https://www.chihousei-zukan.go.jp/>

<関係資料一覧>

- 別表 1 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率 1.0）（法定率区分入り）
- 別表 2 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率 0.8）（法定率区分入り）
- 別紙 1 実施計画様式、チェックリスト、基金調べ（第三次提出）
- 別紙 2 実施計画記入要領（第三次提出）
- 別紙 3 国庫補助事業記載の要点
- 別紙 4 基金事業の事前相談様式
- 別紙 5 今後のスケジュール

別表1(交付限度額の算定対象となる国庫補助事業(算定率1.0))

(い)	(ろ)	(は)
対象事業	対象事業を 所管する大臣	法定率
子どものための教育・保育給付交付金	内閣総理大臣	○
子ども・子育て支援交付金	内閣総理大臣	
都道府県警察費補助金	内閣総理大臣	○
緊急消防援助隊設備整備費補助金	総務大臣	○
公立学校施設整備費負担金 (公立特別支援学校施設整備費に限る)	文部科学大臣	○
学校施設環境改善交付金 (公立学校施設の衛生環境の改善及び安全で安心してスポーツができる体育館・武道場の施設整備に係るものに限る)	文部科学大臣	
義務教育費国庫負担金	文部科学大臣	○
教育支援体制整備事業費補助金 (補習等のための指導員等派遣事業(学力向上を目的とした学校教育活動の支援及びスクール・サポート・スタッフの配置に限る)に限る)	文部科学大臣	
学校保健特別対策事業費補助金 (感染症対策のためのマスク等購入支援事業、特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業及び学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業に限る)	文部科学大臣	
学校臨時休業対策費補助金	文部科学大臣	
私立高等学校等経常費助成費補助金(教育改革推進特別経費(教育の質の向上を図る学校推進経費(私立高等学校等への学校再開等支援に限る)に限る)に限る)	文部科学大臣	
医療提供体制推進事業費補助金 (看護師養成所等における実習補完事業に限る)	厚生労働大臣	
感染症予防事業費等負担金	厚生労働大臣	○
感染症医療費負担金	厚生労働大臣	○
児童福祉事業対策費等補助金 (感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業及び児童の安全確認等のための体制強化事業に限る)	厚生労働大臣	
母子家庭等対策費補助金 (感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業に限る)	厚生労働大臣	
次世代育成支援対策施設整備交付金	厚生労働大臣	
母子保健衛生費補助金 (新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業(オンラインによる保健指導等及び育児等支援サービスに限る)及び乳幼児健康診査個別実施支援事業に限る)	厚生労働大臣	
障害者総合支援事業費補助金 (障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業、障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業、在宅障害者等に対する安否確認等支援事業、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業、新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等、障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業に限る)	厚生労働大臣	
社会福祉施設等施設整備費補助金 (障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修事業に限る)	厚生労働大臣	一部
障害児入所給付費等負担金 (特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業に限る)	厚生労働大臣	○
精神保健対策費補助金 (新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業に限る)	厚生労働大臣	
精神障害者医療保護入院費補助金	厚生労働大臣	○

精神障害者措置入院費負担金	厚生労働大臣	○
医療扶助費等負担金	厚生労働大臣	○
介護保険事業費補助金 （新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に限る）	厚生労働大臣	
疾病予防対策事業費等補助金 （新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業に限る）	厚生労働大臣	
後期高齢者医療給費等負担金 （後期高齢者医療給費負担金及び高額医療費等負担金に限る）	厚生労働大臣	○
国民健康保険療養給付費等負担金 （保険基盤安定等負担金（高額医療費負担金に限る）に限る）	厚生労働大臣	○
国民健康保険財政調整交付金（同交付金に対応する都道府県繰入金分に限る）	厚生労働大臣	○

別表2 (交付限度額の算定対象となる国庫補助事業(算定率0.8))

(い)	(ろ)	(は)
対象事業	対象事業を 所管する大臣	法定率
沖縄振興特定事業推進費補助金	内閣総理大臣	
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	内閣総理大臣	
地方消費者行政強化交付金	内閣総理大臣	
無線システム普及支援事業費等補助金 (高度無線環境整備推進事業に限る)	総務大臣	
外国人受入環境整備交付金	法務大臣	
公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	文部科学大臣	
公立学校情報機器整備費補助金 (学校からの遠隔学習機能の強化事業及びGIGAスクールサポーター配置支援事業に限る)	文部科学大臣	
私立高等学校等経常費助成費補助金 (授業料減免事業等支援特別経費(家計急変世帯への授業料減免支援に限る)に限る)	文部科学大臣	
地方スポーツ振興費補助金 (スポーツによる地域活性化推進事業(地域スポーツコミッションの活動再開支援事業に限る)に限る)	文部科学大臣	
文化芸術振興費補助金 (文化施設の感染症防止対策事業に限る)	文部科学大臣	
地域自殺対策強化交付金 (地域自殺対策強化事業のうち新型コロナウイルス感染症に対応した対面相談事業、電話相談事業、SNS相談事業及び深夜電話相談強化事業に限る)	厚生労働大臣	
生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 (住居確保給付金に限る)	厚生労働大臣	○
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (自立相談支援機関等の強化事業、感染症拡大に伴う面接相談等体制強化事業及び居宅生活移行緊急支援事業に限る)	厚生労働大臣	
障害者総合支援事業費補助金 (障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業及び障害福祉分野のICT導入モデル事業に限る)	厚生労働大臣	
介護保険事業費補助金 (通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業に限る)	厚生労働大臣	
職業能力開発校設備整備費等補助金	厚生労働大臣	一部
6次産業化市場規模拡大対策整備交付金 (輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設整備の緊急支援事業、大径原木加工施設整備緊急対策及びコメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策整備事業に限る)	農林水産大臣	
農業・食品産業強化対策整備交付金 (国産農畜産物供給力強靱化対策に限る)	農林水産大臣	
担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金 (農業労働力確保緊急支援事業のうち農業機械等導入事業に限る)	農林水産大臣	
中小企業経営支援等対策費補助金 (地域企業再起支援事業費に限る)	経済産業大臣	
奄美群島振興交付金	国土交通大臣	
小笠原諸島振興開発費補助金	国土交通大臣	
訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金	国土交通大臣	
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	国土交通大臣	